

## 高梁市地域包括支援センターの概要

### 1 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防支援事業所（指定番号 3300900010）		
事業所の名称	高梁市地域包括支援センター		
事業所の所在地	岡山県高梁市松原通2043		
電話番号	0866-21-0300		
緊急時の連絡先	0866-21-0200（市役所代表番号）		
管理者氏名	秋森 貴恵		
事業実施地域	高梁市全域	開設年月日	平成18年4月1日

### 2 事業所の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者である高齢者に対し、保健師等担当職員が適正な指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供します。
運営方針	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的且つ効果的に提供できるように配慮するとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、サービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏することのないよう公正、中立に行います。

### 3 営業日及び営業時間

- 【営業日】 毎週月曜日から金曜日  
※国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始の休日を除く  
【営業時間】 午前8時30分から午後5時15分  
※休業日であっても、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

### 4 職員の体制及び配置

管理者 1名、保健師 2名以上、社会福祉士 2名以上、主任介護支援専門員 2名以上

### 5 当センターが提供するサービス

当センターでは、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。なお、提供するサービスについて、利用料負担は発生いたしません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領できない場合は、下記のサービス利用料のうち、介護予防支援費及び加算部分の費用は全額を一旦お支払いいただくこととなります。

介護予防支援費	4,420円/月
介護予防支援費初回加算	3,000円/月
介護予防支援費委託連携加算	3,000円/月
介護予防ケアマネジメント費	4,420円/月
介護予防ケアマネジメント費初回加算	3,000円/月
介護予防ケアマネジメント費委託連携加算	3,000円/月

※初回加算は、新規に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した場合に限ります。

委託連携加算は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を居宅介護支援事業所に委託する初回に限ります。

### 6 虐待の防止について

当センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。
- (2) 当センターの職員が適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。
- (4) 当センターは次の通り虐待防止責任者を定めます。役職 管理者 氏名 秋森 貴恵

### 7 ハラスメント対策について

- (1) 当センターは職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

## 8 業務継続に向けた取り組み

- (1) 感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

## 9 身体的拘束等の原則禁止について

- (1) 当センターは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 当センターは、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について  
担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また担当職員その他の職員であった者が秘密を漏らすこともありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について  
当センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

## 11 緊急時及び事故発生時の対応

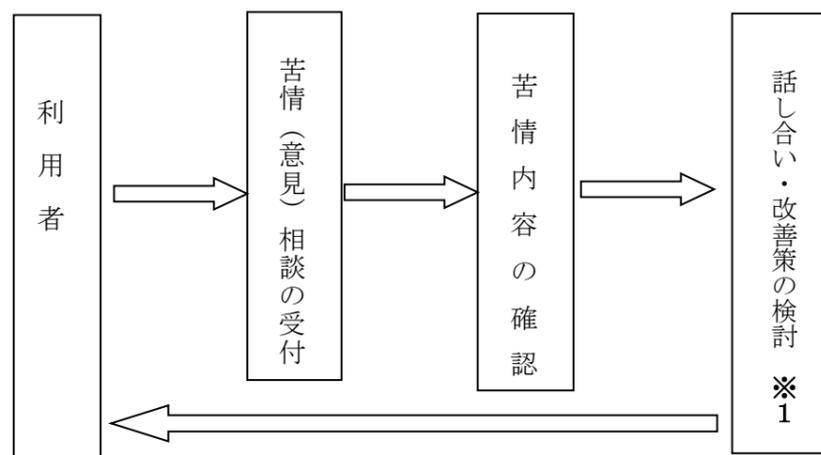
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント提供中に利用者の容体に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医及び関係機関に連絡するなどの措置を講じます。

## 12 相談・要望・苦情等の窓口

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

<b>【高梁市地域包括支援センター】</b> 受付時間 8：30～17：15（土・日・国民の祝日及び年末年始を除く） 電 話 (0866) 21-0300
<b>【高梁市健康福祉部高齢者支援課】</b> 受付時間 8：30～17：15（土・日・国民の祝日及び年末年始を除く） 電 話 (0866) 21-0299
<b>【岡山県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情処理）】</b> 受付時間 8：30～17：00（土・日・国民の祝日及び年末年始を除く） 電 話 (086) 223-8811

### 【苦情対応チャート】



※1 内容や状況に応じて関係団体と連絡調整し改善策を検討します

## 13 記録の保存について

当センターは、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する記録を整備し、5年間保管します。